



## あけましておめでとうございます

主権者の民意と世論に背を向けた安倍首相が政権を投げ出し、選挙を避けて福田内閣が発足しました。

この内閣の今日までの政治動向を見る限り、民意とこれにもとづく世論に背を向けている姿は、早晩行き詰り、総選挙は間近と考えられます。

昨年の参議院選挙の結果、新たな政治の幕は上がりましたが、次の総選挙によって、「新たな政治が舞台で始まる」ことを切望します。

それが、憲法九条を守り通すことに通じています。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2008年 元旦

### 東京北法律事務所

弁護士	鳥	生	忠	佑
同	青	木		護
同	坂	田	洋	介
	事	務	局	一
				同



#### 御案内

業務時間

9:30~6:00  
 (土・日・祝日  
 は休み)



千ヶ滝 (山梨県)

# しかし舞台は始まるのか？

## 意を達成しよう——

### 一、未だ直せない、政治の停滞と民意離反の数々、早急に是正が必要。

国民生活 年金改革、所得格差の解消、高齢者医療制度の是正、低所得・障害者の救済など

政治とカネ 偽りの政治資金報告の完全な是正、度重なる防衛省汚職の徹底改革、天下り官僚による政・官・業の癒着、税金無駄使いの是正など

構造改革・規制緩和路線の変更

非正規雇用の解消、企業税制の強化、都市と地方との格差是正など

右に掲げた問題は、今日国民の大多数が望んでいる政治に課された最低限の課題です。同時に、政治が如何に停滞し民意から離反しているかを示しています。このことの結果、先の参議院議員選挙で自民・公明の与党が歴史的に敗退し、民主党が大勝したのです。そして、安倍内閣が行き詰まり、政権を投げ出さざるを得なかったものです。それは、民意との間に、これまでの政治が遅れと逆行があったからでした。

その後、福田首相が選挙による国民の信任もなく、政権を承継しました。しかし、基本路線をあいまいにしたまま、民主党との話合いで政治を進めるとの構えだけは作ったものの、内閣は自民党の派閥に依存し、新たな政治が

### 二、憲法は、対立し合う二院制のもとで、国民に政治の改革と前進を求めている。

日本国憲法は、国の最高機関として、主権者である国民が定めた衆議院と参議院の二院制を基本に置き、一部の例外を除いて、法律制定、国政調査に関しては、衆・参両院に区別なく、全く平等の権限を与えています。

しかも、議員の任期は、衆議院は四年とし、参議院は六年としながら三年ごとにその半数を改選することとしています。解散があれば別ですが、任期のうえでは、四年ごとの衆議院議員選挙の間に参議院議員選挙を行うとしてあり、その意味で、衆議院の行き過ぎ・横暴などがあれば、次の参議院選

幕開けの舞台に立つこともできないでいる状況です。

これでは、福田政権になっても、国民が待望する先の課題のような民意の実現、そして世論をもととする政治は、いつまで待っても舞台には乗らず、始まらないと考えざるを得ません。それでは、私たち国民は今後どうすべきでしょうか。

挙（これを通常選挙といいます）で是正させ、その結果によって次の衆議院選挙（これを総選挙といいます）で衆議院の民意離反の最終状態を直させていくこととし、これを連続した制度として設定しているのです。

したがって、憲法上からしても、制度として、参議院は本来衆議院の行き過ぎ・横暴を是正する機能を持たされているものです。これを「ねじれ現象」などと称して、蔑んではなりません。マスコミが日々このような言葉を使っていること自体、本来反省すべきものなのです。

## さあ！新たな政治の幕は上がった。

## ——近づく総選挙で民

参議院で主権者の民意が示されたのに、それでも衆議院側で数を得んて改革しないのなら、それは次の総選挙を

早めさせ、衆議院に民意にもとづく世論を反映させていくしかありません。

## 三、世論を高めて、総選挙の実施を強く求めよう。

福田首相が提案して、小沢代表との間で行なわれた密室の会談で、自民党と民主党の「大連立」が話合われ、今後内閣を構成していくことを協議したとされています。

自民党からすれば、参議院で過半数を失った以上、そのままでは福田内閣を運営するうえで早晩行き詰るのは避けられません。提案されている「大連立」とは、自民党のこれまでの政治を前提に、民主党がこれと腕を組み、歩幅も同じくして、内閣を一緒に運営していくとするものですから、民主党からすれば、転ばないためには、歩幅を合わせ、政治路線のうえからも、個々の政策問題でも、常に妥協していくしか方法はなくなります。これでは、国民が切望する先の課題を実現できない事態となることは目に見えています。それは、民主党として自殺行為であるのと同様で、乗せられた小沢代表は

別として、党の役員会が全体として反対したのは当然のことといえるでしょう。しかも、もともと、二大政党の大連立は、衆議院で比例制の他に、合わせて小選挙区制をとっているわが国では不可能です（注・ドイツは比例制のみです）。若し、これを実現させようとするなら、連立でも選挙では両党は相対立候補者を常に抱えるのですから、選挙区ごとの「取引」、いわば政党間の談合で、候補者の「調整」を行うことにならざるを得ません。しかし、このようなことを行えば、主権者である国民の選挙権を奪い、投票権を実質的に侵害します。したがって、民主も自民もともに政党として決定的に、主権者である国民から批判を受けるでしょう。

先の参議院選挙の結果は、もはやわが国の政治は、民意と世論を無視しては行えず、これを指標として政治を行なわねばならない、との教訓を与えた



2007年9月26日 朝日新聞

といえます。

したがって、私たち国民も、これからはいっそう民意のあるところを世論にまで高めていく必要があります。

憲法改正国民投票法の成立で、憲法「改正」は三年先との期限がつけられています。この三年の間にも、現在の政治の停滞と民意からの離反を示す課題の実現を強く迫っていくことが大切です。それが、九条を守る運動をより大きく発展させ、その世論の拡大に結実していくでしょう。

# 東京大気汚染公害裁判

## 画期的な医療費助成制度を勝ち取る

一九九六年に提訴した東京大気汚染裁判は、二〇〇七年八月東京高裁で和解が成立しました。

和解の第一の柱は、東京都が創設したぜん息患者のための医療費助成制度です（今年八月から開始）。公害健康被害補償法による新規認定は一九八八年に廃止されたため、認定を受けていない未救済患者は多額の医療費負担のため通院を控え、それがまた病気を悪化させるといふ悪循環に陥ります。六三三人の原告団は、この裁判の中で、国や東京都そして自動車メーカーの責任を明確にして、それら汚染者の費用負担により被害者を救済する制度をつくらせることを最終的な目標としました。

二〇〇六年十一月東京都が制度の提案をした後（五年間分の予算は二

百億円）、原告団は自動車メーカーに対し座り込みや要請行動を繰り返し、財源負担（五年間分三三三億円）に応じさせました。また、国に対し



トヨタ東京本社前座り込み行動

でも、マスコミへの働きかけや首相官邸への直訴、国会前座り込みなどによって、公害健康被害予防基金から六〇億円（五年間分）の拠出を決定させました。まさに、たたかいてよって勝ち取った制度です。

和解勧告の第二の柱は、東京都全域に対する公害対策の前進、第三の柱が解決金の支払いでした。東京高裁は一二億円を被告メーカーらが支払うことを勧告しました。この金額は従来の大気裁判の水準と対比すれば不十分なものでした。しかし、巨大幹線道路の沿道五〇mに救済範囲を限定した二〇〇二年の第一次訴訟一審判決の水準の約三倍で、裁判所が実質的に面的な救済に足を踏み出し、自動車メーカーの責任を前提とした水準であると評価しうるもので

### たたかいは続く

勝ち取った医療費救済制度は五年後には見直しを行うこととされています。この医療費救済制度の周知徹底と患者の組織化を進め、さらに国レベルの全面的な救済制度への道筋



裁判所前宣伝行動

した。そして原告団は、「この制度を待っている患者が大勢いる。一刻も早く解決して制度を実現するのが私たちの役割だ。」と考えました。

をつけていくことをめざして、今新しいたたかいが始まっています。皆様方のいっそうのご支援をよろしく願います。



# 原爆症認定集団訴訟

今ヤマ場を迎えています

## 一 突然の首相発言

平成一九年八月五日、安倍首相（当時）は、被爆者団体との会合で突然「原爆症認定のあり方について、専門家の判断のもとで見直しを検討したい」と発言しました。

自民党の参院選敗北直後という時期から人気取り発言であることは否めません。しかし、国の認定基準を否定する判決が次々出されたあとに、やっと被爆者が獲得した一歩でした。

## 二 過去の苦い経験

しかし、この発言に対して、諸手を挙げて喜んでいる被爆者はいません。

まず、首相はこの発言とともに、「裁判は別として」と発言しました。裁判で負け続けた認定基準を国としても見直すとしたのに、裁判では従前通りこの認定基準は妥当だと争うというのです。矛盾した態度です。



平成19年8月5日厚生労働省前にて

そのうえ、現在の認定基準である「原因確率（審査の方針）」は、かつて松谷英子さんの最高裁判決、小西建夫さんの大阪高裁判決を受けて「専門家の判断のもと」作成されたものでした。この「原因確率」が現在裁判で争い、首相が見直しを指示した認定基準です。

被爆者は、この苦い経験から、首相が「被爆の実態」や「被爆者の意見」をもとに見直すとは発言せず、あくまでも従前通りの「専門家の判断」のもとで見直すと発言したこと

## 三 在り方検討会

この首相の発言を受けて、厚生労働省は、「原爆症認定の在り方に関する検討



厚生労働省

会」を立ち上げ、昨年九月二八日以降約二週間に一度程度のペースで開催されてきました。

この検討会には、被爆者団体の代表や弁護士が毎回多数傍聴するとともに、被爆者団体側から、被爆者、医師、科学者などが意見を述べてきました。これまでの集団訴訟の判決でも取り上げられてきた残留放射線の重要性、内部被曝の重要性、被爆の実態を前提に考えることの重要性などが説明され、「原因確率」が認定基準として妥当ではないことが明らかにされてきています。

そして、検討会の中にも、この意見に同調する委員もいます。

しかし、やはりというか、検討会の大勢は、「原因確率」を前提にして、

救済範囲を多少広げるなどの若干の手直しで済ませようとしています。未だ厚生労働省は抵抗しているのです。

## 四 与党PT

しかし、政治はこの厚生労働省の抵抗を許そうとはしていません。

自民党は昨年五月、寺田稔議員を事務局長に小委員会を設置し、首相の見直し発言直後、議員約一〇名でつくる与党PT（プロジェクトチーム）が発足しました。

この与党PTは独自に新たな認定基準案を検討し、昨年一月二四日の新聞報道によると、「広島・長崎の爆心地から一定距離で直接被爆した人と、原爆投下後一定時間内に被爆地へ入った人について、特定の病気を発症していれば自動的に原爆症と認め」「これらにあてはまらない人は個別に審査する」との方針を固めたようです。

この方針は、厚生労働省の立場を根本から揺るがす重要な案になることは明らかです。

## 五 全面的解決へ

このように、今年には全面的解決に向けて大きなヤマ場になります。注目し、協力してください。

# 裁判員制度

このままではえん罪を生む  
制度になる



## 一 制度の概要

裁判員制度は、国民（裁判員）が殺人等の重大な刑事事件の審理に参加して、裁判官とともに有罪無罪と量刑を決める制度です。三名の裁判官に対し、裁判員は六名となっています。この制度は約一年半後の〇九年五月までに実施されることになっています。

しかし、この制度は、このままでは今以上にえん罪を生む温床となりがねないのです。

## 二 公判前整理手続の存在

公判前整理手続は、特に裁判員裁判において、争点中心の充実した審理を集中的に行うため、予め争点を整理し、公判で取調べる証拠を決定する第一回公判期日前に行う手続で

す。この手続後は、原則として新たな証人や証拠の取調べ請求をすることはできません。

この手続には裁判員は参加しませんが、裁判員の判断に供される資料は原則としてこの手続で全て決められてしまします。

もちろん、この手続が充実し、適正なものであれば良いのですが、現実には違います。

例えば、検察官はほとんど全ての証拠を独占し、そのうち有罪方向の証拠のみ取調べ請求をします。そのため、検察官が反対に被告人に有利な証拠も含めて全ての証拠を被告人・弁護人に開示しなければ、法廷にはその証拠は出てきません。しかし、現在そのような全面的開示の制度はありません。

また、特に重大事件や複雑な事件では被告人・弁護人に十分な準備期間が必要です。しかし、この手続は

法律上早期の終結に努めなければならぬとされているのです。陪審制度のあるアメリカでは、公判準備に一年間も時間を費やすこともありま

す。さらに、被告人の自白の任意性の判断に裁判員が参加できない弊害が大きいのですが、それは次項で説明します。

## 三 取調べ過程の可視化の不存在

しばしば被告人の虚偽の自白がえん罪の決定的証拠とされています。そのため、刑事訴訟法も「任意にされたものでない疑いがある」場合には、その自白調書は証拠とはできないとしています。

しかし、実際には、被告人がいくら自白調書は強制されたもので、任意に話したものでないかと争っても、裁判官は聞く耳をもたず、自白調書をほとんどそのまま採用されています。今後この採用は、裁判員の参加しない公判前整理手続で行われます。

そのため、たとえ被告人が公判で自白は強制されたものだと言っても、裁判員は裁判官から「この自白調書は任意にされたものです」と説明を受けることになるため、「自白は嘘で、信用できない」と考える裁

判員はまずいなくなるでしょう。この構造を改め、自白調書の任意性の争いをなくし、適正な事実認定を確保する最良の方策は、取調べ過程の可視化（録音・録画）です。

そして、この可視化は、被疑者が自白をしている部分だけでは全く意味がなく、取調べの全過程の可視化が必要なのです。自白に至った経緯を検証できることが可視化の意義であり、捜査機関が任意らしく虚偽自白を整えることはいくらでも可能だからです。

なお、録音・録画をすると、被疑者が自由に話さなくなるとの心配がよく聞きますが、可視化先進国のアメリカではそのような報告はほとんどありません。仮にそのような被疑者がいても、「録音（録画）を止めてくれたら話します」と言ったところでテープを止めればいいのです。

## 四 裁判官中心の弊害

前述のとおり、全面的な証拠の開示制度がなく、被告人に十分な準備期間を与えず、取調べ全過程の可視化のない状況では、公判前整理手続を経た裁判官はほとんどの場合有罪の心証を形成しています。

そして、そもそも裁判官は、事実認定や量刑についての知識・経験を



裁判員より圧倒的に多く持っています。

このような裁判員が主催する評議において、裁判員は自由でいられるでしょうか。おそらく裁判員は萎縮するか、裁判官に追隨して有罪の意見を述べるのではないのでしょうか。

### 五 「説示」の重要性

刑事訴訟においては、「事実認定は証拠によること」「疑わしきは被告人の利益に」の原則等重要なルールがあり、一応裁判官から裁判員に対して説明（説示）されることになっています。

しかし、これらのルールは一般の

国民には馴染みが薄いものです。例えば、「疑わしきは被告人の利益に」と言っても、その「疑い」とはどの程度のものでしょうか。

そのため、よほど適切で分かりやすい説明でなければ裁判員に理解されず、その説明の巧拙が裁判員の評議に影響を与えかねません。

そこで、説示は個々の裁判官の裁量にまかせず、統一的な方法を考える必要があります。

### 六 まとめ

このように、公判前整理手続下の裁判員制度は、拙速裁判となり、今以上にえん罪を生み出す土壌になるでしょう。

なお、写真のブックレットは、日本弁護士連合会が、制度の理解を広めるために発行している、税別定価九五円という驚きの安さの漫画本です。しかし、この漫画本には、これまで話したような根本的な問題点についての指摘は何もありません。日弁連でさえ、こうなのです。

裁判員制度には、今回指摘した問題以外にも、裁判員辞退の範囲の不明確さ、罰則のもとでの重い守秘義務などまだまだ数多くの問題があります。皆さん一人一人がよく見、考えて下さい。

## 北法律九条の会・次回の講演と名画サロンのお知らせ

北法律九条の会・サロンは、昨年9月に開設しました。北法ビルの3階会議室です。鳥生弁護士の講演・憲法学習会につづく、名画の上映は、9月に「はだしのゲン」、10月に「ガラスのうさぎ」、11月に「ひめゆりの塔」、12月に「黒い雨」と続き、大変好評でした。

憲法九条を守る活動として、北法律九条の会は、後世に伝えたいと、今年も月1回、1月と2月は次の予定で講演と名画の上映を行います（いずれも無料です）。

#### 1月の企画 2008年1月18日（金曜日）午後6時から

- ・映像の上演 同日午後6時から  
アメリカ軍の撤退を求めて  
「イラク戦場からの告発」
- ・講演 西谷文和氏（イラクの子どもを救う会・大阪府吹田市）  
「報道されなかったイラク戦争」

フリーのジャーナリストであり、イラクの子どもを救う会会長をお招きして、現場での生々しい事実を語っていただきます。

#### 2月の企画 2008年2月22日（金曜日）午後6時から

- ・講演と憲法学習会 弁護士 鳥生忠佑  
「幕は上がったが、新たな政治は舞台で始まるか」
- ・名画の上演 同日午後7時から  
「この子を残して」木下恵介監督（1983年作品）

8万人の死者を出した長崎原爆の悲惨。被爆者永井隆博士の生涯をつづる名画。



# 明けましておめでとうございます

## 北法ビルが北区の新名所

弁護士 鳥生忠佑



企画と設計には、一年、事務所ととも、一種の公共建築に、〇ヶ月を、から喜んで、

新たな北法ビルが誕生しました。見る人、来所される方々が皆さんから「すばらしいビルだ」と言っていただけの、喜びの毎日です。弁護士の仕事に精が出ているのも、このためと思います。

## 憎しみの連鎖を越えて

弁護士 青木護



DVDで「ホテル・ルワンダ」を見ました。一九九四年アフリカのルワンダで、フツ族の殺人者たちによって百日間で百万人以上のフツ族の人々が殺されました。フツとツチは同じ言葉の話し、同じ文化を共有し、同じ通りに住んでいました。憎しみの連鎖を「許し」で断ち切ることでしか平和は生まれません。たとえどんなに長い時間がかかっても……。

映画は、そう教えてくれた感動的な本ツチの妻でした。

## 裁判員制度はどこに行く?

弁護士 坂田洋介



裁判員制度については、様々な問題点を指摘しましたが、この制度は、施行後三年を経過したときに見直されることが法律上予定されています。

そこでは、制度の廃止も含めた抜本的な見直しがなされる可能性が高いといえます。

しかし、単に裁判員制度が廃止になり、従前の刑事裁判に戻ればよいというものではありません。

従前の刑事裁判に戻ったとしても、被告人・弁護人への全面的な証拠開示や取調べ全過程の可視化など課題は残ったままであり、これまでもえん罪を生み出してきた土壌は温存されまわります。

三年後の見直しでは、曲がりなりにも刑事裁判に参加したことによる国民意識の高まりをきっかけとして、単に裁判員制度の見直しに留まらず、さらに踏み込んだ刑事裁判制度自体の抜本的な見直しなることを期待します。

## 平和を願って

事務局 岡田幸代



私はゴスペルのサークルに入っています。ゴスペルは黒人奴隷が厳しい労働の中で魂の解放を求めて教会で歌い始めたものです。ゴスペル↓黒人霊歌↓奴隷解放↓公民権運動↓キング牧師↓ガンジーの教えという風に、学ぶとともに興味深く、平和を願う時ではないでしょうか。

今年もよろしく願いします。

## 旅立ち

事務局 竹澤美弥子



南に善福寺川の清流を望み、今なお「武蔵野」の面影残る秀麗の地に鎮座し古地名を冠して、暹野井八幡宮とも称せられる井草八幡宮にて、昨年の一二月挙式しました。内輪のみのささやかな式でしたが、白無垢に身を包み、厳粛に行われました。白い着物は、民俗学でいうところの「擬死再生」に通じるもので、人生の節目ごとにいわば仮に死んだことになりながらゴスペルを歌っています。世界中の全ての人が平等で平和な社会にならなければ。自分だけが、自国だけがなんて考えは止めて、地球規模で平和や環境について考える時です。平和憲法を守る活動は急務です。まずは自分のまわりから、思いやりを大切にしたい、互いを尊重し合うこと、平和について語り合う時ではないでしょうか。

今年もよろしく願いします。